

岩倉市重層的支援体制整備事業 実施計画

令和6年4月

1 岩倉市重層的支援体制整備事業実施計画 策定の背景と趣旨

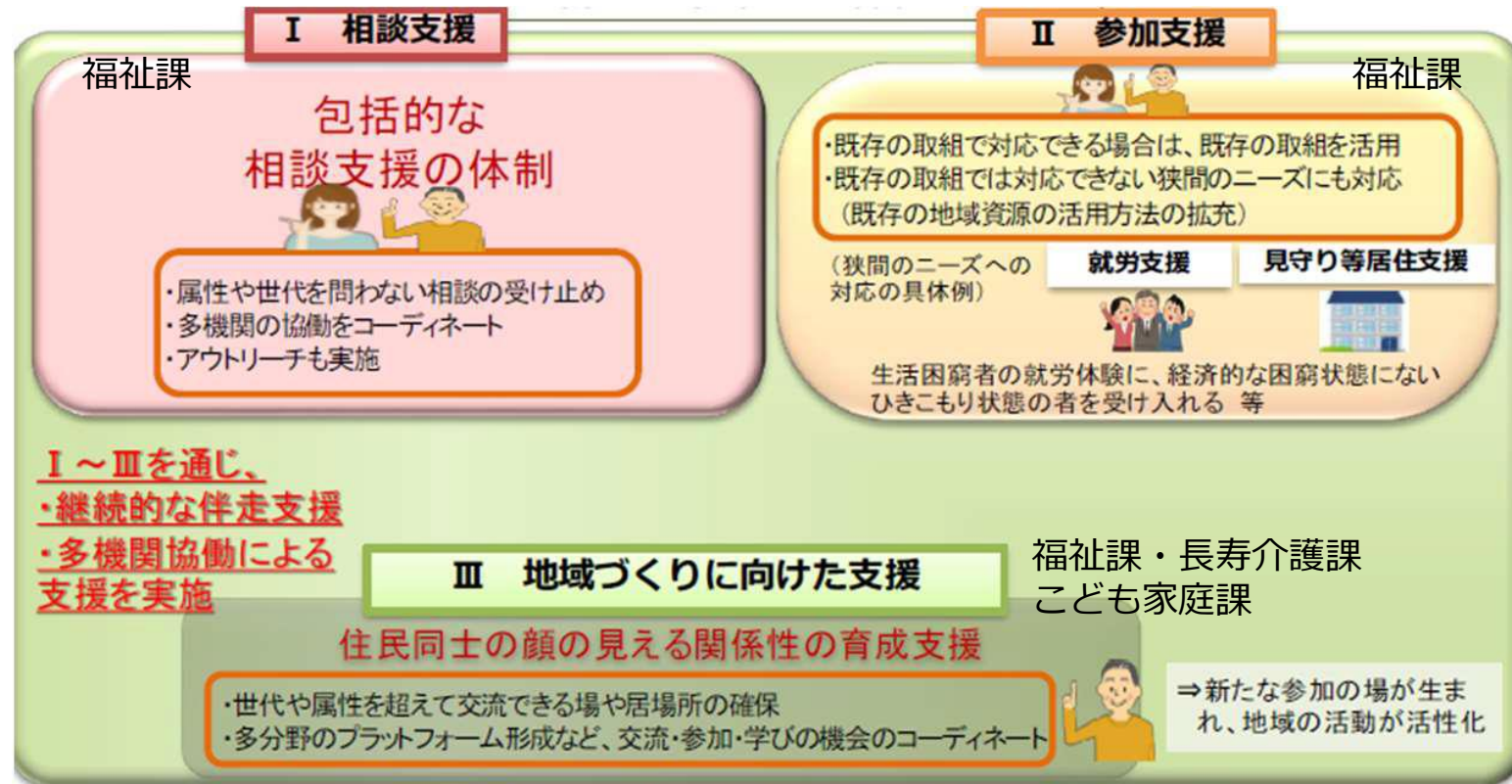
少子高齢化・人口減少が進行する中で、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立等の影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は複雑化・複合化しており、さらに、核家族化や生活習慣の多様化により、家庭や地域とのつながりが希薄化しています。近年では、ヤングケアラーやひきこもりなど、既存の制度の枠組みにあてはまらない課題や、高齢の親と無職の子どもとの家庭の「8050問題」や介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」といった一世帯で複数の課題を抱えるという問題が顕在化してきています。

そのため、これまでのような対象者ごとの縦割り制度による公的な福祉サービスだけでは支援が難しい状況となってきたことから、平成30年の社会福祉法（以下、「法」という）の改正に「市町村が包括的な支援体制づくりに努める」旨が規定され（法第106条の3第1項）、令和3年の改正では「重層的支援体制整備事業」に関する条項（法第106条の4）が創設され、包括的な支援体制整備に関する新たな一手法として定義されました。

こうした背景を踏まえ、第3期岩倉市地域福祉計画の基本目標3では包括的な支援に向けた体制づくりを掲げ、重層的支援体制整備事業の実施を目指すこととしています。この重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「本計画」という。）は、法第106条の5の規定に基づき、「重層的支援体制整備事業」をより適切かつ効果的に実施するために必要な支援体制に関する事項を定め支援を必要とする人を誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指して策定するものです。

2 重層的支援体制整備事業実施の仕組み

重層的支援体制整備事業は既存の「高齢」「障がい」「子ども・子育て」「生活困窮」の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため厚生労働省は下図の内容を一体的に実施するものと示しています。



出典：厚生労働省「令和2年度「相談支援包括化推進員等への支援と人材養成育成事業」ブロック別研修資料」

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
(ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
(イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援

3 岩倉市重層的支援体制整備事業実施の目的

高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野を超えた専門職と地域住民等との多様な協働により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することです。



- ①福祉に関する相談を相談者の属性・世代を問わずに包括的に受け止める
- ②既存の制度で対応できない要支援者を地域活動等の公益的な社会資源へつなぐ
- ③地域活動の活性化につなげる活動の場の確保や多分野のプラットフォームの形成



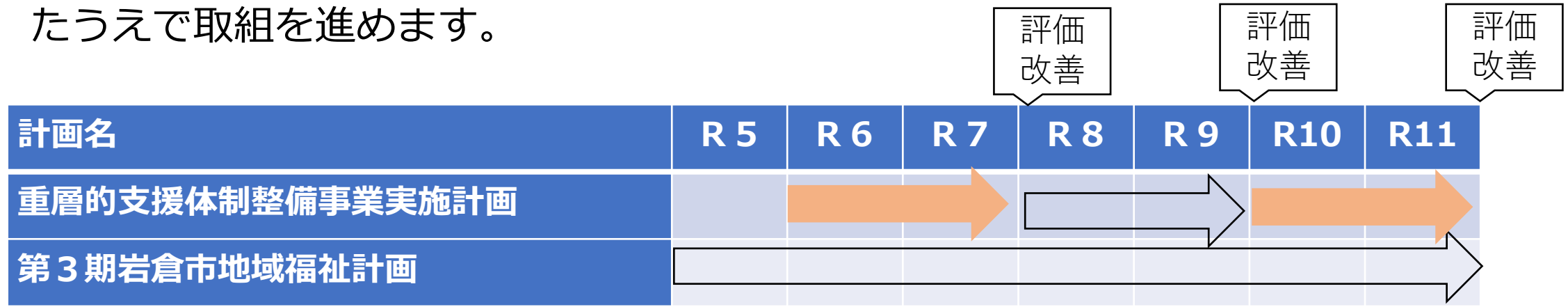
上記はこれまでに必要性を認識しながらも、国・県の補助金の仕組みや個人情報の問題、マンパワー不足等で対応できなかった課題への対応で**今後新たに取り組む必要のある課題です。**

支援を必要としている方へ適切な支援を行き渡らせるために実施するものであり、行政や福祉サービス事業所の事務の効率化や省力化を目指すものではありません。

4 計画期間

本計画の実施期間は2年間とし、第3期岩倉市地域福祉計画期間である令和11年（2029年）度までの間、実績等を勘案して見直しを行います。

計画の見直しにあたっては、実績に対する評価を行い、改善点を見つけ出したうえで取組を進めます。



5 評価について

本事業は地域福祉計画推進委員会や庁内関係課で構成する庁内連携会議において、推進状況や方向性を確認していき、改善について検討する体制を整えます。

6 岩倉市重層的支援体制整備事業の実施内容

法第106条の4第2項に基づく重層的支援体制整備事業の実施について以下のうち（１）から（３）は必須事業で、（４）（５）については段階的な実施が可能です。岩倉市では次ページ以降のとおり実施を目指して事業をくみ上げていきます。

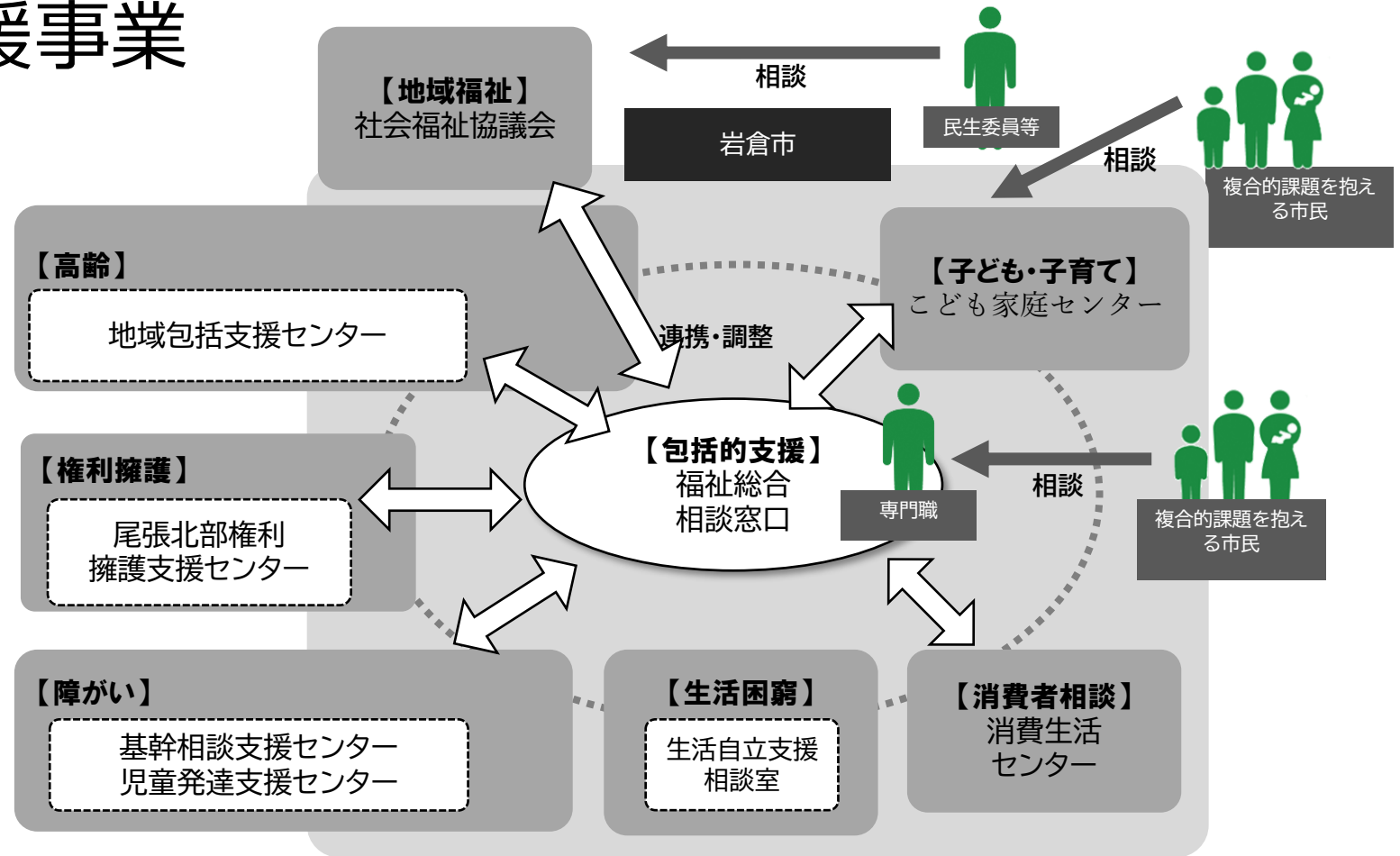
- （１）包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）
- （２）参加支援事業（同項第2号）
- （３）地域づくり事業（同項第3号）
- （４）アウトリーチを通じた継続的支援事業（同項第4号）
- （５）多機関協働事業（同項第5号）

6 岩倉市重層的支援体制整備事業の実施内容

(1) 包括的相談支援事業

福祉課社会福祉グループに重層的支援に関する人員として専門職2名を配置し、福祉に関する相談を包括的に受け止めます。

相談者の世帯丸ごとの課題を抽出し、課題を解きほぐし、世帯の課題が単独の課で対応可能なものは担当課へつなぎ、複合的・複雑なケースは多機関協働事業として対応します。



既存の相談窓口では、属性や世代、相談内容に関わらず相談を受け止め、複合的・複雑なケースについては包括的相談支援担当者につなぎ、連携して支援を行います。相談を受ける際は、本人の相談内容のみにとらわれず、その背景（世帯状況、経済状況、健康状況等）に目を向け潜在的な課題の把握に努めます。

相談支援機関一覧

分野	事業名 ・相談支援機関名	設置力所数 設置形態・運営形態	対象圏域
高齢	地域包括支援センター運営事業 ・岩倉市地域包括支援センター ・岩倉東部地域包括支援センター	2カ所 基本型・委託 基本型・委託	岩倉中学校区 南部中学校区
障がい	相談支援事業 ・岩倉市基幹相談支援センター ・児童発達支援センター	2カ所 基本型・委託 基本型・委託	市内全域 市内全域
子ども 子育て	利用者支援事業 ・こども家庭センター ・子育て支援センター ・保健センター	2カ所 基本型・直営 基本型・直営 母子保健型・直営	市内全域 市内全域 市内全域
生活 困窮	生活困窮者自立支援相談事業 ・生活自立支援相談室	1カ所 基本型・委託	市内全域
消費者 相談	消費者相談事業 ・消費生活センター	1カ所 基本型・直営	市内全域
権利 擁護	権利擁護支援事業 ・尾張北部権利擁護支援センター	1カ所 基本型・委託	市内全域

6 岩倉市重層的支援体制整備事業の実施内容

(2) 参加支援事業

(実施体制：直営・事務職 1 名配置（兼務）)

本人やその世帯のニーズや抱える課題等を丁寧に把握し、既存の制度やサービスで対応の難しい課題については、地域の社会資源やボランティア等とのコーディネートをし、マッチングを行います。

また、既存の社会資源同士の交流や連携の促進により活動の活性化を図るとともに、新たな社会資源の発掘等を通して本人やその世帯に合った新たな支援メニューの作成を目指します。

さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

6 岩倉市重層的支援体制整備事業の実施内容

(3) 地域づくり事業（直営・一部委託）

これまでの地域福祉計画で重視してきた住民主体の地域福祉推進という考え方を地域共生社会のあり方を踏まえて継承し、支え手と受け手の関係を超えて住民みんなが主役として参画することで、一人ひとりにかかる負担を軽くし、ゆるやかに支え合うことができる地域づくりを進めます。

様々な地域単位で「地域つながりづくり会議」を開催し、地域活動者同士の情報交換を通じて地域福祉の意識づくり、人材育成、団体活動の活性化を図りながら住民主体の地域福祉活動を促進するためのプラットフォームとしての機能を強化していきます。

【実施事業及び実施体制】

- ・ 1 層・ 2 層協議体（直営 事務職 1 名（兼務））
- ・ 地域つながりづくり会議（直営・一部委託）
- ・ 岩倉市高齢者交流サロン活動費補助（直営 事務職 1 名（兼務））
- ・ 生活支援体制整備事業（委託 1 名）

6 岩倉市重層的支援体制整備事業の実施内容

(4) アウトリーチを通じた継続的支援事業 (実施体制：直営・専門職1名配置（兼務）)

8050問題、長期間に渡るひきこもり等の多様で複合的な課題や制度の狭間の問題を抱える人等で、支援が届いていない人や自ら支援を求めることができない人については、本人やその世帯と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築やつながりづくりが必要です。また、対象者の早期発見のためには地域住民や福祉サービス事業所等の関係機関との連携により幅広く情報を収集する必要があります。

アウトリーチを通じた継続的支援事業は「包括的相談支援事業」、「多機関協働事業」に関わる職員が、本人やその世帯に対して、訪問、電話、面談等により伴走支援を行うことで必要なサービスや機関につなぎ、解決に努め、つないだ後も継続的な見守りや伴走支援を行います。

6 岩倉市重層的支援体制整備事業の実施内容

(5) 多機関協働事業

(実施体制：直営・専門職 1 名（兼務）、一般職 1 名（兼務）配置)

包括的相談支援を行う職員が中心となり、複雑化・複合化したケースの解きほぐしや支援関係機関（行政・事業所・社会資源等）の役割をコーディネートし、支援プランを作成します。特に制度の狭間に当たる課題や既存の制度では支援が難しい案件については、相談者本人と直接会ってアセスメントを行い、必要に応じて直接的な支援を行います。

多機関協働事業は、特に「包括的相談支援事業」、「参加支援事業」、「アウトリーチを通じた継続的支援事業」と一体的に実施していく必要があります。これらを一体的に実施するためにコミュニティソーシャルワーカーの配置を検討していきます。

【実施事業及び実施体制】

- ・ 断らない相談支援会議（直営・専門職 1 名配置（兼務））
- ・ 顔の見える連携交流会（直営・一般職 1 名配置（兼務））

多機関協働事業の運用について

～断らない相談支援会議と重層的支援会議～

重層的支援体制整備事業の実施に合わせて断らない相談支援会議と重層的支援会議を行います。断らない相談支援会議の結果、重層的支援会議につなぎ継続的に支援が必要だと判断したケースは個人情報の提供同意を取り、重層的支援会議で福祉課の作成した支援プランの進捗確認と支援に関する協議を行い、終結までのP D C Aサイクルを回します。

	断らない相談支援会議(法第106条の6)	重層的支援会議(法第106条の4第2項第5号)
個人情報の提供同意	なしでも可	あり
守秘義務	あり(断らない相談支援会議については社会福祉法第159条による罰則規定もあり)	
会議内容	①気になる事案の情報提供・情報共有 ②見守りと支援方針の検討 ③緊急性がある事案への対応	①福祉課の作成した支援プランの進捗確認と適切性の協議 ②プラン終結等の評価 ③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
開催頻度	総合相談窓口相談にあったケース等に応じて随時	原則月1回
支援プランの作成	なし	断らない相談支援会議で決定した支援方針に基づくプラン作成あり(2か月サイクル)
対象となるケース	多機関協働で対応する必要があるケースか否かは福祉課で判断するが判断の大まかな基準は以下のとおり なお、支援が進み課題の解きほぐし等により対象となるケースでなくなったと重層的支援会議で判断したものは終結とする ①複雑・複合的なケースか ②制度の隙間にあたるまたは既存の制度では支援が難しいケースか	
対象とならないケース	上記に合致するものであってもいずれかの会議で多機関協働の必要がないと判断したものは多機関協働を見送り、各支援機関での見守りを継続し必要に応じて再度検討する。 ①複雑・複合的なケースではあるが各支援機関での対応で十分な支援が可能と判断したケース ②プランを終結させ、各支援機関で十分な支援が可能と判断したケース ③現行の多機関協働で対応可能な件数を上回っており、多機関協働が必要なものの相対的に緊急度が低いと判断したケース	

岩倉市重層的支援体制整備事業実施後の業務フロー例

- ①相談者から経済的な案件の相談。
- ②困窮窓口は相談内容だけにとらわれず世帯の状況や相談者の背景までヒアリングをする。
- ③ヒアリングの結果世帯は8050に該当しているが50への支援が入っていない事、配偶者に認知症の症状があるが支援が入っていないため介護の負担が重い事がわかり支援を希望しているため総合相談窓口へ連携依頼。
- ④依頼を受けた担当が支援会議を開催し、関係機関で支援方針を検討する。
- ⑤断らない相談支援会議で関係機関はそれぞれの立場で関われること、地域の社会資源の活用について提言し福祉課で支援プランを作成。
- ⑥支援プランに基づき関係機関で支援。
- ⑦既存の制度で支援できない部分を地域の社会資源で支援。
- ⑧重層的支援会議でフォローアップ、定期的なプランの見直し検討。

